

表現等に関するクリーンガス証書保有者用ガイドライン

作成機関：クリーンガス証書評価委員会

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、クリーンガス証書機関（以下「機関」という。）が認証するクリーンガス相当量に関し、そのクリーンガス相当量に基づくクリーンガス証書の保有者が行う表現や機関が定めるクリーンガス証書マークの使用について示すものであり、クリーンガス価値の誇大表現や誤解を招く表現等を防止する目的で制定する。

本ガイドラインについては、当該クリーンガス証書の発行事業者を介して、証書保有者（個人を除く。以下同じ）に情報提供を行い遵守してもらうものとする。

本ガイドラインの改定は、機関が行うものとする。

2. 表現方法

証書保有者がその保有によりクリーンガス価値について表現する場合には、クリーンガス証書マーク及び証書発行事業者マークと保有するクリーンガス相当量を明確に示した説明文を示さなければならない。また、クリーンガス証書の信頼性向上のため、説明文には、当該クリーンガス（証書）をいつ、だれが、どこで、どの程度、どのような目的で使用したかが記載されることが望ましいが、充当先でのクリーンガス証書マーク及び証書発行事業者マークの表示が著しく困難な場合^(注)、又は表示場所の制限等により十分な説明文の掲載が困難な場合には、証書保有者、申請事業者、あるいは証書発行事業者のホームページ等に必ずクリーンガス証書の充当時期・充当先・充当量を明記した詳細情報を掲載し、第三者が容易に確認可能となるよう必要な措置を講じなければならない。

(注) 充当先での証書発行事業者マークの表示が著しく困難な場合とは、下記のような場合が該当する。

- ・証書発行事業者マーク使用により第三者の商標権侵害が懸念される場合

ただし、例外として、広告媒体物として名刺を用いる場合には、説明文の掲載が著しく困難であることから、クリーンガス証書情報の記載なしでクリーンガス証書マークと証書発行事業者マークの両者もしくは一方のみを使用できるものとする。

ただし、その場合は、証書保有者、申請事業者、あるいは証書発行事業者のホームページ等に詳細情報を掲示し、第三者が容易に確認可能となるよう必要な措置を講じなければならない。

なお、証書保有者が、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考としてクリーンガス証書を購入している旨の記載に努めるものとする。

3. 権利行使の考え方

ガス消費量への充当にかかわる表現をした場合には、クリーンガス証書の権利を行使したとみなされる。

また CO₂ 排出削減にかかわる表現をした場合には、クリーンガス証書の権利を行使したとみなされる。いずれの場合も表現に際しては期間及び充当先を明示しなければならない。

なお、契約量のみ表現した場合にはクリーンガス証書の権利を行使したとはみなさない。

以下に、具体的な表現可能な一例を示す。

【事業所等の使用ガス量にクリーンガスの価値を充当することを表現する場合】

- ・ 当社は、〇〇年度に本社ビルにて使用した都市ガス量の〇% (△△MJ) はクリーンガスです。
- ・ 当社が〇〇年度に本社ビルにて使用した都市ガス量は 1,000MJ のため、1,000MJ のクリーンガス証書にて使用した都市ガスの CO₂ 排出量を全量オフセットしています。

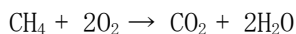
【クリーンガス相当量を CO₂ 削減相当量に換算して表現する場合】

- ・ 1,000MJ のクリーンガス相当量を充当するケース

クリーンガス証書の充当による当社の〇〇年度の CO₂ 削減相当量は、49.3kg-CO₂ です。

換算係数：49.3g-CO₂/MJ

(換算係数の算出)



メタン総発熱量：39,840kJ/Nm³ ※JIS K 2301(2022)を引用

- ・ 49.3g-CO₂/MJ \doteq 1,964.2g-CO₂/Nm³ / 39,840kJ/Nm³ × 1,000kJ/MJ

4. クリーンガス証書マークの使用と管理について

4-1. クリーンガス証書マークの使用

クリーンガス証書の保有についての記載に付随する使用については、「2. 表現方法」に準じた範囲で認めるものとする。

その際には、証書発行事業者マークも併用しなければならない。

クリーンガス証書マークを使用する場合は、証書発行事業者を通じて事前に機関に対し「クリーンガス証書マーク使用届出書」を提出するものとする。

また、その使用内容について変更があった場合には、機関へ事後報告しなければならない。

4-2. 証書発行事業者の責任の範囲

クリーンガス証書マークが製品等に添付されている場合は、クリーンガス証書に伴うクリーンガス価値の権利を行使しているものとみなされる。

その場合、証書発行事業者は、関係する法令、クリーンガス証書ガイドライン、表現等に関するガイドライン、当該証書発行事業者とマーク使用者との契約等に照らし、当該事業者のクリーンガス証書マークの適正な使用を確保する義務を負う。

附則（令和5年12月12日制定）

1. このガイドラインは、令和5年12月12日より施行する。

附則（令和6年3月4日改定）

1. このガイドラインは、令和6年3月4日より施行する。

附則（令和7年1月21日改定）

1. このガイドラインは、令和7年1月21日より施行する。